

# 日本国憲法について（21世紀の日本のあるべき姿）の意見の概要

中田 作成（なかた なりしげ）

大阪工業大学助教授

小泉内閣の成立以来、首相の公選制などを名目に憲法改正の声がとみに高まってきたが、私はこの風潮に対して極めて重大な憂慮を覚えるものであり、憲法改正反対の立場から、以下、意見を述べたい。特に、20年近く、環境、情報公開、住民投票などの住民運動に携わり、微力ながら、住民自治の確立のために努力してきた経験を踏まえて意見を申し述べたい。

## 1. 初めに

調査会／公聴会について～調査会の根拠と権能は？

傍聴者100名に対して、359人申し込み／一般公募枠2名に対して、口述応募者61名／自治体首長が10人中4名を占めるとは？

公聴会が形式的な儀式であったり、公聴会開催が改憲のためのお膳立てに利用されてはならない。国民の関心の高さや、口述意見をどう受けとめ、活かすか、責任は重い。

## 2. 憲法をめぐる現下の社会情勢

まず、憲法をめぐる現下の社会情勢について言及しなければならない。

小泉内閣「支持率80%以上」の危うさ（閉塞感と「改革標榜内閣」の登場の相乗）

英雄待望論は危険（ナチス前夜？） 言論統制につながらないか？ 警鐘を鳴らすのは常に少数者であり、少数意見の尊重を。1945年 小学校入学。今の改憲論は多分にファシズムにつながる要素を持っている。

## 3. 憲法改正について

現行憲法は第二次大戦の苦く重い経験の過程を経て制定されたものであり、その理念を活かすべく最大限の努力がされるべきである。しかし、現実を憲法の理念に近づける真摯な努力が十分になされてきたであろうか。政府はこれまで現行憲法を国民に定着し、浸透させる努力を怠って、憲法を実質的に骨抜きにすることに意を用いてきた。憲法をなおざりにし、憲法を活かす努力を怠って、声高に改憲を主張するのは本末転倒といわねばならない。

過去の歴史を直視せず、憲法から目を逸らしてきた人たちが、どうして未来へ向けての「創造的な」憲法を作れるのか（cf. ヴァイツゼッカー演説）。「新しい歴史教科書をつくる会」の動向。

第9条についても、集団的自衛権等の見地から改正を求める声があるが、平和は基本的に、諸外国との信頼関係の維持を目指す、営々たる外交努力によって築かれるべきであり、国際間に新たな緊張関係を増幅するような方向は厳に控えるべきである。震災時の自衛隊派遣をもって自衛隊が容認されたとしてはならない（cf「危機管理体制」「非核神戸方式」）。現行憲法が現実合っていないとの意見もあるが、際限なく現実追認を容認すれば、憲法はもはや国の基本法たる意義を失ってしまう（「改憲」どころか「憲法廃棄」）。

日本が世界でどのような位置を占め、どのような責任を果たすべきか。世界から尊敬を勝ちとる国になり得るかが問われている。

環境権などが明文化されていないことなどを、改憲の理由とする意見もあるが、これらは環境基本法等の法律を充実することによって十分対応できるはずである。

憲法改正以前に、国家として本来なされるべき事がなされていない現実を直視すべき。強力な権力を掌握した国家による個人の人権が侵害されてはならない。物心両面について個人を守れない国家がそもそもあってよいのか（阪神大震災の個人補償、弱者への配慮の欠如、「内心の自由」の保障）。

目下、憂慮されるのは、「個人より国家」といった新たな国家主義の台頭。「権利ばかり主張して義務を果たさない」などの論調と、全体的な人権感覚の希薄化。住民運動がしっかりと行なえるのも現行憲法の基盤があるからこそであり（人権、特に言論の自由）、震災後、被災地では「公的支援法」制定へ向けての運動、住民投票運動、神戸市長リコール運動、など市民の主体的な努力がされてきたのも、憲法に支えられ、憲法を具現化しようとしたもの。憲法改正論の台頭は住民自治への脅威でもあると受けとめている。

cf「日本は人権を尊重する国かー神戸市民3人に1人NO」（読売新聞 5. 31）

憲法改正という重大事項があまりに軽率に扱われているが、現下の政治情勢の混迷の解消こそ急務であり、優先順位を誤るものである。

#### 4. 最後に

今こそ、国民自身が問われている。一人一人がしっかりと自らの立つ位置と座標をよく見極めるべき。実は崖ぶち（岐路）に立たされていることを認識すべき。「かっこよい」「面白い」と「具体的施策の内容、方向」の是非とは別物。「賢い主権者」へ。

忘れっぽい日本人であってはならない（宮沢賢治「怒りの苦さ」）。「怒りと苦さ」を忘れたとき、ファシズムは訪れる。

「護憲」－「護る」姿勢は一見弱く思われがちだが、現実に軽視され、活かされていない憲法を活かし、貫くには強靱な意志とたゆまぬ努力が必要で、実は強いものである。

今一度、一人一人が憲法を見つめよ（cf. 12条）

「21世紀の日本のあるべき姿」もそこから、自ずから浮かび上がる。